答 申 第 430 号

第1 審議会の結論

公立大学法人名古屋市立大学(以下「実施機関」という。)が行った異議申立人の開示請求に係る決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年 5月22日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例(平成17年 名古屋市条例第26号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、 次に掲げる個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。 平成〇年〇月〇日、実施機関のコンプライアンスアドバイザー(以下「ア ドバイザー」という。)が虚偽公文書作成等に当たると認めた事案について、 平成〇年〇月〇日付け〇〇監査評価室長から私達に宛てた回答文書で、警察 または検察の判断が示されない限り、監査評価室が調査をできないとした理 由の分かる文書一式(以下「本件請求情報」という。)
- 2 平成26年 6月 5日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求情報が存在しないことを理由として非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 6月11日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して 異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨 本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 法令を遵守した適切な事務を行っていれば、当然文書は存在するはずであり、正しい文書を開示するよう求める。
- (2) 平成〇年〇月〇日、アドバイザーの〇〇〇〇は、〇〇〇〇同席のうえ、 「実施機関のハラスメント調査は、結果ありきの調査で、既に加害学生に

ついては時効が成立しており、訴えることはできない。」と私たちに告げ、 さらに、調査で作成された行政文書には虚偽公文書作成という刑法違反が あると認めた。

- (3) そのことに端を発し、平成〇年〇月〇日付け実施機関の前監査評価室長から当方が受領した文書には、「警察または検察によって、虚偽公文書作成及びその行使等に当たるとの判断が示された場合、審査会又は調査委員会の意思決定する過程において、法人の教職員等に不正があった疑いが生じるため、内部通報制度の対象となる」と記載されている。
- (4) 今回請求の文書等が不存在とするならば、公立大学法人名古屋市立大学 内部通報・相談に関する規程(以下「内部通報規程」という。)第 4条に 違反するものである。規程違反でないとするならば、今回請求の文書等は 存在しなければならない。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 内部通報規程第3条では、「教職員等は、法人における違法若しくは著しく不当な教職員等の行為又は不正な事柄について、監査評価室長又はアドバイザーに通報又は相談(以下「通報・相談」という。)をすることができる。」と規定している。
- 2 また、内部通報規程第 4条第 1項では、「監査評価室長は、前条(第 3条の 2)の規定により受理した通報及び次項の規定によりアドバイザーから指示を受けた通報に係る調査を行う。」とし、同条第 2項では、「アドバイザーは、前条の規定により受理した通報について、自ら調査し、又は監査評価室長に評価を指示することができる。」と規定している。
- 3 異議申立人が「アドバイザーが虚偽公文書作成等に当たると認めた」と主張する事案については、平成〇年〇月〇日付けで監査評価室長から異議申立人に宛てた文書において、「監査評価室としては、不正があったとは認識しておりません。」と回答したとおり、監査評価室として不正があったと認識していないため、内部通報規程に基づく調査を実施しなかったのである。
- 4 したがって、異議申立人が本件請求において対象外とした上記平成〇年〇 月〇日付監査評価室長名文書の写し以外に行政文書は存在しないものである。

第5 審議会の判断

1 争点

本件請求情報が、存在するか否かが争点となっている。

2 本件請求文書について

当審議会の調査によると、本件開示請求に至る経緯について次の事実が認められる。

- (1) 平成〇年〇月〇日、異議申立人は、アドバイザーとの面談を行った。
- (2) その際、異議申立人は、アドバイザーが、実施機関のハラスメント調査で作成された行政文書(以下「当該文書」という。)に虚偽公文書作成があったと認めているものと受け取り、内部通報制度の対象になるはずであると認識した。
- (3) 一方で、実施機関は、アドバイザーから内部通報規程に基づく異議申立人の相談内容に関する報告を受けた際、当該文書が虚偽公文書作成に当たるとの指摘は受けていないものと認識した。
- 3 本件開示請求の対象となる請求文書の存否について
 - (1) 上記 2 (2) 及び (3) で述べたとおり、異議申立人とアドバイザーからの意見に対する認識とは相違があり、実施機関に当該文書の作成に不正があったという認識がなく、内部通報制度の対象としていないことから、異議申立人が求める理由を説明する文書が存在する理由は認められない。

また、当審議会は、保有個人情報の開示又は非開示、存否並びに文書特定の妥当性にかかる判断を行う権限を有するが、保有個人情報の作成又は取得の基礎や、背景となる事実についての実施機関の認識の当否を判断する権限を有しない。

したがって、実施機関は、本件請求文書を保有していないと認められる。

- (2) 以上のことから、本件請求情報は存在しないと認められる。
- 4 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第6 審議会の処理経過

年 月 日	処	理	経	過	
-------	---	---	---	---	--

平成26年 6月19日	諮問書の受理		
7月 2日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知		
8月 4日	実施機関の弁明意見書を受理		
8月11日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付		
	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論		
	意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳		
	述申出書を提出するよう通知		
9月 4日	異議申立人の反論意見書を受理		
12月12日	調査審議		
(第 197回審議会)	実施機関の意見を聴取		
平成28年 7月15日	調査審議		
(第 216回審議会)			
8月19日	調査審議		
(第 217回審議会)	異議申立人の意見を聴取		
9月16日	調査審議		
(第 218回審議会)			
10月21日	調査審議		
(第 219回審議会)			
11月11日	調査審議		
(第 220回審議会)			
12月16日	調査審議		
(第 221回審議会)			
平成29月 1月13日	答申		